

データマネジメントに係る基本方針

戦略的国際共同研究推進委託事業のうち二国間国際共同研究事業(以下「本事業」という。)の目的の達成及び本事業で取得又は収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本事業においては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本事業の目的を踏まえ、本事業参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

本事業参加者は、本方針に従い、特段の事情がない限り本事業開始(委託契約書の締結)までに、研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。

なお、本事業参加者でのデータの取扱いについての合意書(以下「データ合意書」という。)及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン(別冊) 委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」(平成29年12月)を参考にする。

1. 本方針で用いる用語の定義

(1) 研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。

(2) 自主管理データ

「自主管理データ」とは、本事業参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

(3) 委託者指定データ

「委託者指定データ」とは、国が管理するべき研究開発データであり、国に提供される研究開発データとして指定された研究開発データをいう。

2. 本研究開発における研究開発データの基本的事項

自主管理データの範囲:「戦略的国際共同研究推進委託事業のうち二国間国際共同研究事業」において技術開発やその実証のために取得又は収集した解析データ及び関連データ

自主管理データについては、一義的には取得又は収集した本事業参加者が管理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のために本事業参加者自らによる利活用又は他者に対する提供等を促進するよう努める。なお、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、委託者指定データとして国に提供されるものとする。

3. 本事業実施申請者がデータマネジメント企画書で提案する事項

委託者指定データ及び自主管理データについて、少なくとも以下の点を提案すること。

- (1) 研究開発データの名称
- (2) 研究開発データを取得又は収集する者
- (3) 研究開発データの管理者
- (4) 委託者指定データ、自主管理データの分類
- (5) 研究開発データの説明
- (6) 研究開発データの想定利活用用途
- (7) 研究開発データの取得又は収集方法
- (8) 研究開発データの利活用・提供方針
- (9) (他者に提供する場合) 円滑な提供に向けた取組
(秘匿して自ら利活用する場合) 秘匿期間、秘匿理由
- (10) リポジトリ (本事業期間中、終了後)
- (11) 想定データ量
- (12) 加工方針 (ファイル形式、メタデータに関する事項を含む)
- (13) その他 (サンプルデータやデータ提供サイトのURL)

4. 本事業参加者間のデータ合意書で定める事項

(1) データマネジメントの体制の整備

本方針に従い、研究開発データのマネジメントを適切に行うため、運営委員会及び評価委員会 (以下「運営委員会等」という。) にデータマネジメント機能を付与する。

運営委員会等は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供、秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。

(2) 本事業の研究開発データの第三者への開示の事前承認

本事業の実施によって取得又は収集された研究開発データについて、運営委員会等の承認を得ることなく、本事業参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、運営委員会等の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。

(3) データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾

本事業参加者は、データマネジメントプランを作成して委託者及び運営委員会等に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。

また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者及び運営委員会等に提出する。

研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、運営委員会等において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

(4) 本事業期間中又は本事業の成果の事業化のための研究開発データの利用許諾

事業参加者は、本事業期間中における本事業内での他の参加者による研究開発活動に対して、又は、本事業の成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償又は合理的な利用料で利用許諾することを原則とする。(自主管理データにおいて、本事業参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。)

ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲(特に本事業参加者が本事業の実施のために持ち込んだ研究開発データ)については、本事業参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、運営委員会等において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

5. 本事業参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

3. の(1) から(13)と同様の事項について、本事業内での他の参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に3. の(8)については、研究開発データの円滑な提供に向けた取組として、当該研究開発データと、本事業内での他の参加者が開発したソフトウェアや取得又は収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があれば記載すること。

なお、申請時に提出するデータマネジメント企画書において、2. についてより適切な方法を提案し、これが認められた場合、データマネジメントプランにその内容を反映すること。